

医療法人社団リバイブ 吉野クリニックデイケア 重要事項説明書

I 医療法人社団リバイブ吉野クリニックデイケア(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)概要

1) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの介護保険事業者番号とサービス提供地域

名称	医療法人社団リバイブ 吉野クリニック
所在地	東京都世田谷区南烏山5-1-15 ヒエモビル102号
介護保険事業者番号	1371205251
サービス提供地域	世田谷区(南烏山1～6丁目、粕谷1～4丁目、上祖師谷1～7丁目、給田1～3丁目、八幡山1～3丁目、祖師谷5～6丁目、千歳台2～6丁目、船橋6～7丁目)
	*上記の地域以外でもご希望の方はご相談ください

2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理責任者	医師	1名	2名	3名
機能訓練指導員	作業療法士	1名	3名	4名
	理学療法士	0名	3名	3名
看護職員	看護師	2名	0名	2名
介護職員	介護福祉士	3名	4名	7名
	介護初任者研修	0名	2名	2名
事務	事務員	0名	2名	2名
		合計		23名

3) 設備概要

定員(1日)	機能訓練室兼食堂	送迎車
38名	1室(120㎡)	3台

4) 利用時間

月曜日～土曜日(水曜日を除く)	午前9時～午後4時
水曜日・日曜日・祝日	定休日
	夏季休暇 年末年始休業あり

5) サービス提供内容

送迎	原則として、事業所とご自宅の玄関までを送迎いたします。
食事	栄養バランスを管理しております。
機能訓練	リハビリ、体操、レクリエーションを行い、機能回復を目指します。

Ⅱ

料金表

1) 基本料金(通所リハビリテーション費)

1単位(1級地11. 10円)

※2割負担の方は2倍、3割負担の方は3倍

サービス時間	介護度	料金
利用時間1時間以上2時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	409円(369単位)
	要介護 2	441円(398単位)
	要介護 3	476円(429単位)
	要介護 4	508円(458単位)
	要介護 5	545円(491単位)
利用時間2時間以上3時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	425円(383単位)
	要介護 2	487円(439単位)
	要介護 3	552円(498単位)
	要介護 4	616円(555単位)
	要介護 5	679円(612単位)
利用時間3時間以上4時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	539円(486単位)
	要介護 2	627円(565単位)
	要介護 3	713円(643単位)
	要介護 4	824円(743単位)
	要介護 5	934円(842単位)
利用時間4時間以上5時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	613円(553単位)
	要介護 2	712円(642単位)
	要介護 3	810円(730単位)
	要介護 4	936円(844単位)
	要介護 5	1, 062円(957単位)
利用時間5時間以上6時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	690円(622単位)
	要介護 2	819円(738単位)
	要介護 3	945円(852単位)
	要介護 4	1, 095円(987単位)
	要介護 5	1, 243円(1, 120単位)
利用時間6時間以上7時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	793円(715単位)
	要介護 2	943円(850単位)
	要介護 3	1, 088円(981単位)
	要介護 4	1, 262円(1, 137単位)
	要介護 5	1, 431円(1, 290単位)
利用時間7時間以上8時間未満 の場合の自己負担額	要介護 1	845円(762単位)
	要介護 2	1, 002円(903単位)
	要介護 3	1, 161円(1, 046単位)
	要介護 4	1, 348円(1, 215単位)
	要介護 5	1, 530円(1, 379単位)

2) 加算金額

1単位(1級地11. 10円)

サービス提供体制強化加算Ⅰ		24円(22単位)×利用回数
サービス提供体制強化加算Ⅱ		19円(18単位)×利用回数
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6円(6単位)×利用回数
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	同意日の属する月から6ヶ月以内	621円(560単位)/月1回
	同意日の属する月から6ヶ月以内	266円(240単位)/月1回
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	同意日の属する月から6ヶ月以内	658円(593単位)/月1回
	同意日の属する月から6ヶ月以内	303円(273単位)/月1回
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	同意日の属する月から6ヶ月以内	880円(793単位)/月1回
	同意日の属する月から6ヶ月以内	525円(473単位)/月1回
事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合		299円(270単位)/月1回
リハビリテーション提供体制加算	利用時間3時間以上4時間未満	13円(12単位)
	利用時間4時間以上5時間未満	17円(16単位)
	利用時間5時間以上6時間未満	22円(20単位)
	利用時間6時間以上7時間未満	26円(24単位)
	利用時間7時間以上8時間未満	31円(28単位)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日より3ヶ月以内 週2回 40分	122円(110単位)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	退院(所)日又は通所開始日から 起算して3ヶ月以内	266円(240単位)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	退院(所)日の翌日の属する月又は 開始月から起算して3ヶ月以内	2, 131円(1920単位)
科学的介護推進体制加算		444円(40単位)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		利用単位数の8. 6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		利用単位数の8. 3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		利用単位数の6. 6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		利用単位数の5. 3%

3) 基本料金(介護予防通所リハビリテーション費)

1単位(1級地11. 10円)

介護予防通所リハビリテーション (1月につき)	要支援 1	2, 517円(2, 268単位)
	利用開始日の属する月から12月超	2, 384円(2, 148単位)
介護予防通所リハビリテーション (1月につき)	要支援 2	4, 693円(4, 228単位)
	利用開始日の属する月から12月超	4, 426円(3, 988単位)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	97円(88単位)/月1回
	要支援2	195円(176単位)/月1回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	79円(72単位)/月1回
	要支援2	159円(144単位)/月1回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	26円(24単位)/月1回
	要支援2	53円(48単位)/月1回
科学的介護推進体制加算		444円(40単位)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		利用単位数の8. 6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		利用単位数の8. 3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		利用単位数の6. 6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		利用単位数の5. 3%

4)、自己負担(介護保険外)

食事代	昼食	1,000円
娯楽・教養・クラブ活動費	希望者	実費相当
おむつ代	紙おむつ	120円
	尿取りパッド	100円
	リハビリパンツ	200円
送迎代	地域外送迎	300円
	体調不良等による早退時の個別送迎・その場でのキャンセル	500円

※通所リハビリ事業所への送迎をしない場合、47単位を減算する。

※送迎代は通常のサービス提供地域を超えて行う送迎費用となります。

※サービス提供地域 世田谷区(南烏山1～6丁目、粕谷1～4丁目、上祖師谷1～7丁目、給田1～3丁目、
八幡山1～3丁目、祖師谷5～6丁目、千歳台2～6丁目、船橋6～7丁目)

※娯楽・教養・クラブ活動費は、作業療法で使用するものではありません。

5)、自己負担額について

- ・上記の利用に該当する1・2・3・4の料金の合計額となります。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更の額に合わせて、ご契約者様の自己負担額が変更となります。

6)、キャンセル料について

- ・利用日の午前8:30までにご連絡がない場合、キャンセル料[食事の準備の関係]として1,000円頂きますのでご了承ください。また、途中で早退された場合にも、既に食事が準備されていた場合、キャンセル料が発生致します。

Ⅲ サービスの利用方法

1)、サービスの利用開始

利用申込書に必要事項を記入した上で、介護支援専門員にご相談ください。

その後、契約を結び、サービスの提供を開始致します。

2)、サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の一ヶ月前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③以下の場合は、双方の通知がなくてもサービスを終了致します。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所された場合。
- ・ご利用者様が長期入院(3ヶ月以上)され、通所が困難と判断された場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けられていたご利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合。
- ・ご利用者様がお亡くなりになられた場合。

④その他

- ・ご利用者様又はそのご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合は、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者様がサービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、7日以内に支払いがされない場合、ご利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返された場合、ご利用者様又はそのご家族様が当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難い程の背信行為を行われた場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただくことがあります。

IV 当事業所の通所リハビリテーションの特徴

1) 運営の方針

介護保険法等関係諸法令に基づき、介護及び機能訓練、その他活動指導等を行ったり、居宅における自立した生活活動を行うことにより、ご利用者様のその能力に応じて自立した生活への復帰支援を目的とします。

2) より良いサービス提供にあたって

年1回以上、従事者のマナー研修を実施しています。

3) サービス利用にあたっての留意事項

- ・食事のキャンセル …… 原則として当日の8:30までにご連絡下さい。
- ・体 調 確 認 …… 体調不良のときはサービスをご利用できない場合がありますので、事前に体調の確認をお願い致します。
- ・体調不良による
サービスの中止・変更 …… 当日の健康チェックの結果及びご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止・変更することがあります。
- ・時 間 変 更 …… サービスを中止・変更等が発生した場合は、ご家族にご連絡致します。

V 非常災害対策・事故発生時の対応

- 1)防災時の対応・事故発生時の対応 … ご家族と、担当ケアマネージャーに連絡を入れます。
- 2)防災設備 … 消防法の基準に適合した設備になっています。
- 3)防災訓練 … 年2回実施します。
- 4)防災管理者 … 有田 佑菜

VI 虐待防止措置

- 1)利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な措置を講じます。
- 2)虐待防止のための従業員に対する研修を実施します。
- 3)ご利用者様及びそのご家族様からの苦情体制の整備をしています。
- 4)虐待防止委員会を設置しています。
- 5)虐待防止責任者 … 飯塚 宏子

VII 身体拘束等の原則禁止

- 1)当事業所は、サービス提供にあたっては、ご利用者様又は他のご利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束そのご利用者様の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)を行いません。
- 2)当事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、ご利用者様又はご家族様に対し、身体拘束の内容理由、期間について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。

VIII サービス内容に関する苦情・相談担当

当事業所	担 当 者	中原 明子
	電 話	03-5314-1230(水・日・祭日を除く9時～16時)

公的機関

2)砧総合支所保健福祉課	03-3482-3179
--------------	--------------

〔東京都の窓口〕

東京都国民健康保険団体連合会 介護保険部 相談指導窓口担当

《1》受付時間(土・日・祝祭日を除く)
午前9時から午後5時まで

《2》苦情相談窓口専用
03-6238-0177(直通)

重要事項の変更にあたり、利用者に対して重要な事項の説明をしました。

事業 者

所 在 地	東京都世田谷区南烏山５－１－１５
	ヒエモトビル１０２
名 称	医療法人社団リバイブ
	吉野クリニック
説 明 者	

印

印

私は、介護報酬改定にあたり、事業者から重要な事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所	
氏 名	

印

代 理 人

住 所	
氏 名	

印